

射水市告示第 9 4 号

射水市オーガニック野菜等生産拡大支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 7 日

射水市長 夏 野 元 志

射水市オーガニック野菜等生産拡大支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、射水市補助金等交付規則（平成 1 7 年射水市規則第 2 8 号。以下「規則」という。）第 1 7 条の規定に基づき、射水市オーガニック野菜等生産拡大支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第 2 条 市長は、オーガニック野菜等の生産及び販売の拡大を図るため、稼げる！とやまの園芸産地プラン（以下「プラン」という。）における園芸作物の作付面積の拡大に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有機農業 有機農業の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 1 1 2 号）第 2 条の有機農業をいう。
- (2) オーガニック野菜等 有機農業により生産された野菜等であって有機 J A S 認証（日本農林規格等に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 7 5 号）第 1 4 条第 1 項の登録認証機関の登録を受けることをいう。以下同じ。）

の取得を目的とするものをいう。

(補助対象者等)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、次の表のとおりとする。

補助対象者	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画における地域内の農業を担う者（地域計画の次回更新時に地域内の農業を担う者とされる予定の者を含む。）
補助対象事業	プランにおける園芸作物の作付面積の拡大のために必要な機械の導入又は施設の整備であって、次に掲げる要件を満たすもの (1) 当該園芸作物の作付面積を20アール以上拡大することを目的とすること。 (2) 事業完了の目標年度を、原則として事業着手年度の翌々年度（果樹の優良種苗導入を実施する場合は、事業着手年度から起算して5年を経過する年度まで）とすること。
補助対象経費	補助対象事業に要する経費
補助率	補助対象経費の3分の1以内
補助限度額	有機農業の場合 1,500千円 有機農業以外の農業の場合 1,000千円

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、市長が定める日まで

に、規則第 4 条第 1 項の補助金等交付申請書に交付申請書添付様式（様式第 1 号）を添付し、市長に提出しなければならない。

（交付条件）

第 6 条 規則第 6 条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市長に規則第 10 条の補助事業等変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りではない。

(2) 補助対象事業中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ市長に規則第 10 条の補助事業等変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、承認を受けること。

(3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(4) 市長は、有機農業の場合における補助金を交付する場合において、
1, 0 0 0 千円を超える額の補助金を交付するときは、1, 0 0 0 千円を超える部分の額については、補助対象者が有機 J A S 認証を取得した後に交付するものとする。

（軽微な変更）

第 7 条 前条第 1 号ただし書きの規定による軽微な変更とは、補助対象者の変更以外の変更とする。

（実績報告）

第 8 条 補助対象者は、補助対象事業が完了した場合は、速やかに規則第 12 条の補助事業実績報告書に実績報告書添付様式（様式第 2 号）を添付

し、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日とする。

(実施状況報告)

第9条 補助対象者は、事業実施年度から起算して5年間、各年度における対象の園芸作物の生産状況等について、射水市オーガニック野菜等生産拡大支援事業の実施状況報告書(様式第3号)を作成し、当該年度の翌年度の5月末日までに、市長へ提出するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた補助対象者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 第6条第2号の承認を受けた場合の補助金の返還については、市長が別に定める。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に規則第5条第1項の規定による交付の決定がされた補助金の交付については、なお従前の例による。

1 事業実施主体等の概要

2 事業の内容

3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

4 事業完了予定年月日 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

(2) 支出の部

(単位：円)

6 成果目標

(単位: a)

7 添付資料

事業の内容がわかるもの（見積書、カタログ、作付予定場所が分かる地図等）

8 事業実施主体の取組内容

項 目		該当欄に ○を記入
1 農産物の付加価値向上		
I	有機 J A S の認証を受けている又は受けることとしている。	
2 補助事業の活用		
	今年度、国・県の補助事業を活用することとしている。	
3 環境配慮の取組（Ⅰ～Ⅲのいずれかに○を記入）		
Ⅰ	有機農業（化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組み）を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	
Ⅱ	化学肥料・化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから原則として5割以上低減する取組を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	
Ⅲ	Ⅰ又はⅡの取組を行う予定はない。	
4 経営面積の拡大（Ⅰ～Ⅲのいずれかに○を記入）		
Ⅰ	農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より1ha以上園芸品目の作付面積の拡大を行うこととしている。	
Ⅱ	農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より50a以上園芸品目の作付面積の拡大を行うこととしている。	
Ⅲ	農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より20a以上園芸品目の作付面積の拡大を行うこととしている。	
5 新規就農		
Ⅰ	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。（以下に該当する場合は、それぞれ○を記入）	
a	ア 50歳までに就農した者である場合（法人にあっては、役員の過半が50歳以下である場合。）	
b	イ 就農準備資金・経営開始資金のうち経営開始資金等の交付期間中に経営を発展させて交付を修了した者である場合	
6 女性の取組		
Ⅰ	以下のいずれかに該当する取組である。 ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者） イ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者である者	

実績報告書添付様式（様式第2号）

1 事業実施主体等の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者名	
対象品目	

2 事業の内容

区分	内容・ 時期等	単価（円）	事業量	事業費 （円）	着工 年月日	竣工 年月日
合計						

3 経費の配分及び負担区分

（単位：円）

総事業費 （A+B+C）	負担区分			備考
	市費 A	その他 B	事業実施主体 C	

4 事業完了年月日 年 月 日

5 収支精算

(1) 収入の部

（単位：円）

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
市費					
その他					
事業実施主体					
計					

(2) 支出の部

（単位：円）

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
補助対象事業名					
計					

6 添付資料

- (1) 契約書又は注文請書、納品書、請求書等
- (2) 検査写真
- (3) その他必要な書類

実施状況報告書（様式第 3 号）

○年度射水市オーガニック野菜等生産拡大支援事業の実施状況の報告について

射水市長 殿

事業実施主体名

射水市オーガニック野菜等生産拡大支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

別紙のとおり

様式第 3 号（別紙）

第 1 事業実施主体等の概要

事業実施年度	
事業実施主体名	
所在地	
代表者名	
対象品目	

第 2 事業の内容

区分	内容・時期等	単価（円）	事業量	事業費（円）	備考
合計					

第 3 成果目標の達成状況

実施前（年）	目標年（年）		増減
	目標		
	実績		

第 4 対象作物の生産状況

	面積 (a)	出荷量 (t)	単収 (t/10a)	単価 (円/kg)	販売額 (千円)
実施前（年）					
目標（年）					
実績（年）					

※別葉可。単位は品目の実態等に合わせて修正する。

第 5 有機農産物の日本農林規格（平成 12 年農林水産省告示第 59 号）第 4 条の基準

事項	実施	未実施
ほ場等の条件		
ほ場に播種又は植付ける種苗		
ほ場等における肥培管理		
ほ場における有害動植物の防除		
収穫後の管理（輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理）		

第 6 目標を達成するための改善策

※目標年以降に成果目標が未達成の場合は、改善策を記載すること